

## 介護職員処遇改善加算に係る加算率

サービス区分	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%
・(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%
・(介護予防)通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%
・(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%
・(介護予防)特定施設入所者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	2.6%	1.9%	1.0%

※ 加算(Ⅳ)は(Ⅲ)の90%、(Ⅴ)は(Ⅲ)の80%を算定。

※ (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、  
(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、  
(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援  
については加算算定対象外。